

上尾市告示第 2 1 9 号

上尾市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案と策定（変更）理由書を次により縦覧に供する。

上尾市の住民で当該農業振興地域整備計画の案に対して意見がある者は、縦覧期間内に市に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農業振興地域整備計画の案に対して異議があるときは、令和 8 年 8 月 1 7 日の翌日から起算して 1 5 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 7 月 1 6 日

上尾市長 畠 山 稔

1 上尾市農業振興地域整備計画の案と変更理由書の縦覧期間

自 令和 8 年 7 月 1 6 日

至 令和 8 年 8 月 1 7 日

2 上尾市農業振興地域整備計画の案と変更理由書の縦覧場所

上尾市役所 5 階農政課 上尾市本町三丁目 1 番 1 号

3 意見書の提出について

提 出 先：上尾市本町三丁目 1 番 1 号 上尾市役所 農政課

提出方法：縦覧場所に設置する「意見書」を持参により提出

注意事項：提出された意見書については、要旨を取りまとめ、処理結果を公告する。

4 異議の申出について

提 出 先：上尾市本町三丁目 1 番 1 号 上尾市役所 農政課

提出方法：縦覧場所に設置する「異議申立書」を持参により提出